

姫路市自治基本条例（素案）

《ですます調》

1	構成	1 ページ
2	全文	
	前文	2 ページ
	第1章 総則	3 ページ
	第2章 住民等・議会・市長等	5 ページ
	第3章 (以下省略)	

1 構成



■ 前 文 ■

姫路市は、播磨平野のほぼ中央に位置し、北部には森林丘陵地帯や田園地が広がり、南の播磨灘には大小 40 余りの島々が点在し、豊かな自然環境に恵まれています。

この姫路の地は、7 世紀に播磨国の国府が置かれるなど、古くから交通の要衝として栄え、近世以降、世界文化遺産・姫路城が築城されるなど、城下町としても繁栄してきました。

そして、明治 22 年の市制施行に伴い、姫路市が誕生し、数次の合併を行うとともに、播磨灘に面した臨海部を中心としたものづくりに支えられ、市勢が発展してきました。

また、その歴史の中で、市内の各地域においては、個性豊かな祭り等の伝統行事が育まれるとともに、豊かな大地と海の恩恵を受けて培われた食文化が暮らしに根付いています。

私達は、先人から受け継いだこの素晴らしいまちを、豊かな自然環境を守りながら、誰もが希望と誇りを持って安全で安心して暮らすことができるまちに発展させるとともに、家庭や地域社会の中で次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育み、未来に引き継いでいかなければなりません。

このためには、私達一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚し、自治会をはじめ、地域の諸団体による地域コミュニティ活動等を通じて、まちづくりに積極的に関わるとともに、住民等、議会及び行政が適切に役割を分担し、まちづくりに取り組んでいかなければなりません。

ここに、日本国憲法で保障された地方自治の本旨である団体自治と住民自治に基づいて、「ふるさと・ひめじ」を皆で築いていくために、本市における自治の基本について定める姫路市自治基本条例を制定します。

■ 第1章 総則 ■

(目的)

第1条 この条例は、姫路市における自治の基本理念を明らかにするとともに、住民等の権利及び責務、議会及び市長等の責務、行政運営の基本原則並びに参画と協働によるまちづくりの基本的事項等を定めることにより、住民等がまちづくりの主体となる都市の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 住民 市内に住所を有する者

(2) 住民等 次に掲げるものをいいます。

ア 住民

イ 市内へ通勤又は通学をする者

ウ 市内で事業を行う者（以下「事業者」といいます。）

エ 市内で活動する個人又は法人その他の団体

(3) 市長等 市長その他の執行機関をいいます。

(4) 参画 住民自治の理念の下、住民が、市政をはじめ、まちづくりに主体的に参加すること、また、住民等が、まちづくりに関わることをいいます。

(5) 協働 市と住民等又は住民等同士が、まちづくりにおいて、共通の目的を効果的に達成するため、相互に理解し、対等な立場で、それぞれの役割及び責任を踏まえ、協力することをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 市及び住民等は、この条例の規定を最大限に尊重するものとします。

2 市は、他の条例及び規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例との整合を図るものとします。

(自治の基本理念)

第4条 自治の基本理念は、次に定めるとおりとします。

- (1) 住民の福祉の増進を図ること。
- (2) 個人を尊重し、かつ、法の下での平等を保障するとともに、地域の特性及び自立性を尊重したまちづくりを推進すること。
- (3) 住民等の信頼に基づく公正で開かれた市政を推進すること。

(基本原則)

第5条 住民等がまちづくりの主体となるための基本原則は、次に定めるとおりとします。

- (1) 情報共有の原則 市及び住民等は、まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市は、まちづくりへの参画を推進し、住民等は、まちづくりに参画すること。
- (3) 協働の原則 市及び住民等は、まちづくりにおいて、協働すること。

■ 第2章 住民等・議会・市長等 ■

第1節 住民等

(住民等の権利)

第6条 住民等は、次に掲げる権利を有します。ただし、これを濫用してはならず、公共の福祉のために行使するものとします。

- (1) 市政に関する情報を知る権利。
- (2) 参画する権利。

(住民等の責務)

第7条 住民等は、次に掲げる責務を果たすものとします。

- (1) 公益的な視点に立ち、自らの発言と行動に責任を持って参画すること。
- (2) 参画に当たって、その目的を効果的に達成できる場合には、協働すること。
- (3) まちづくりに関する負担を分任すること。

2 地域コミュニティ活動、NPO活動及びボランティア活動（以下これらを「市民活動」という。）を通じて、まちづくりに取り組む法人その他の団体は、その活動に努めるものとします。

3 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図るとともに、社会貢献活動に努めるものとします。

第2節 議会

(議会の責務)

第8条 議会は、姫路市議会基本条例（平成23年10月6日施行）に基づき、その役割と責務を果たすため、市民の意思を的確に把握するとともに、透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めるものとします。

(議員の責務)

第9条 議員は、姫路市議会基本条例に基づき、公正かつ誠実に議会活動を行い、市民の信頼に応えるよう努めるものとします。

第3節 市長等

(市長等の責務)

第10条 市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、一体として行政機能を発揮するものとします。

2 市長等は、参画と協働によるまちづくりを推進するとともに、まちづくりに係る市民活動を支援するものとします。

3 市長は、市の代表者として、住民等の信頼に応え、公正かつ誠実に行政運営を行うものとします。

4 市長は、公共の福祉の増進を図るため、行政サービスの質の向上等に必要な政策、施策及び事業（以下これらを「政策等」という。）を講ずるものとします。

(職員の責務)

第11条 職員は、全体の奉仕者として、法令、条例及び規則等を遵守し、公正かつ誠実に、全力で職務に専念するものとします。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、自らも住民等の視点を持ち、市政運営に携わるものとします。